



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ポーランド=リトワ連合小史(ミエルニクの連合まで)
Author(s)	鳥山, 成人; Toriyama, Shigeto
Citation	スラヴ研究, 10, 1-26
Issue Date	1966
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/4978
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000112875.pdf



ポーランド＝リトワ連合小史 (ミェルニクの連合まで)

鳥 山 成 人

- | | |
|----------------|------------------|
| 序 | 4. 同君連合とリトワの分離主義 |
| 1. 連合のはじまり | 5. 同君連合の動揺と再建 |
| 2. ヤギェウォとヴィトルト | 6. 東方問題と連合 |
| 3. リトワの内乱と連合 | |

序

13世紀に急に勃興して中世末に東ヨーロッパ最大の範囲を有する大国となった、バルト系のリトワ人を中心とするリトワ大公国⁽¹⁾の歴史は、19世紀以来主にロシアとポーランドの歴史家によって研究されてきた。ロシア人にとっては、その国土の大半が旧キエフ＝ロシアの範囲で、住民の大半もロシア系（後の白ロシア人とウクライナ人、一部大ロシア人）⁽²⁾であって、ロシア系の言語・文化・法律が優越していたかつてのリトワ大公国の歴史は、当然ロシア史の一部をなすものであった。モスクワ公国の興起と共に、15世紀末以降リトワ領の西及び南ロシアの回復が歴代のモスクワの君主の主要な政策目標の一つとなったが、この東方からの圧力は、14世紀末に始まったリトワ大公国のポーランド王国との「連合」(unia)を促進する役割を果し、1569年のルブリンの連合(Unia Lubelska)で完成したこの連合の下で大公国の文化と制度は急速にポーランド化した。このため、18世紀のいわゆるポーランド分割で旧リトワ大公国領の大半を奪取＝回復した帝制ロシアは、この後この地域で困難な大ロシア化政策を推進することになった。他方ポーランドにとっては、リトワとの連合はポーランドの歴史上最も重要な出来事の一つであり、その上、この後18世紀の「分割」までのリトワ大公国の歴史は、これまた広義のポーランド史、すなわち「共和国」(Rzeczpospolita)の歴史の一部をなすものであった。ウィーン会議の後ポーランド人は「ポーランド王国」＝The “Congress” Kingdomへの旧リトワ領の編入をロシアに期待・要求し、第一次大戦後は新生ポーランドが、かつて「共和国」領であった白ロシアとウクライナに対する領土権を主張してソヴェト＝ロシアと争った。

このように、主にロシアとポーランドの歴史家によって半ば自覚的に、それぞれのいわ

-
- (1) リトワ人の国家形成については、**В. Т. Пашуто, Образование литовского государства, Москва, 1959**が最新の研究書であり、これには文献目録も附載されている。
- (2) 15世紀末において固有のリトワ人の居住地は、リトワ大公国の範囲の十分の一以下であった。(H. Paszkiewicz, *The Origin of Russia*, London, 1954, p. 249)
- (3) G. Vernadsky, *Russia at the Dawn of the Modern Age*, New Haven, 1959, p. 177は、1522年以降の大公国の範囲内で、固有のリトワ系住民約100万に対してロシア系の住民を約300万と推定している。

ば「国史」研究の一環として行なわれてきたことによって、しかしながら、リトワ大公国の歴史の研究には自ら一定の限界と偏向がつきまとうことになった。リトワ自身は第一次大戦で独立したが、文化的にもおくれた小国で、おそらくすぐれた学者も少なかったため、⁽¹⁾ロシア・ポーランド両国の学者による一定の傾向をもったリトワ史解釈が、引続き国際的に通用してきた。

しかし欧米の学界には近年一部に、こうした従来の惰性すなわち小国の歴史の研究をその国と歴史的に特に利害関係の深い大国の学者にまかせておいて、その結論を無批判に受入れることに対する反省が起ってきているかに思われる。そしてリトワ大公国の歴史についていえば、最近の H. Jablonowski と O. P. Backus⁽²⁾の研究が、こうした点で先ず第一に注目されるべきものである。ほとんど相前後して現れたこの二人の学者の研究書は、その表題の示すように、ともに、中世末のリトワ大公国内におけるロシア系住民の政治的動向を扱ったものであるが、その結論もほぼ同じである。19世紀以来ロシア人とウクライナ人の歴史家の間では、リトワ大公国におけるリトワ人とロシア系住民の間の民族的・宗教的（カソリシズムとギリシア正教の）対立の契機をすでに中世末に認め、15世紀以降のモスクワ大公国によるリトワ領ロシア回復運動の説明にも、この契機を大前提とする傾向が強かった⁽³⁾。現在のソヴェト史学もこの傾向をうけつぎ、リトワ大公国内でのロシア住民に対する民族的・宗教的抑圧を強調し、ロシア系住民の間には早くからモスクワ大公国への統合＝復帰の志向が強かった、と説いている。これに対して Jablonowski と Backus⁽⁴⁾はその研究で、少くとも15世紀までは、リトワ大公国の歴史についても明確な民族的自覚について語ることは困難であること、14世紀末リトワ大公がカソリシズムを国教として以来、初めはギリシア正教会とギリシア正教徒に対して法的・政治的な差別待遇が行なわれたが、宗教的迫害の事実はなく、差別待遇も16世紀までの間に解消の方向にむかったこと、従って、中世末から16世紀初めにかけて大公国の東部の一部諸公がモスクワに鞍変えした事実も、民族的・宗教的な原因によっては十分には説明できず、国境紛争や大公権力の強化に対する反撥、⁽⁵⁾官職をめぐる個人的な不満などが主要な原因であったこと、を主張した。

Jablonowski と共にその著書で、従来主にロシア人の歴史家によってえがかれてきたリトワ＝モスクワ関係史の通説に重大な疑問をなげかけた O. P. Backus は、この後、これまでポーランド人史家によって代表されてきた通説的なポーランド＝リトワ関係史に対しても批判を試みた。この批判が展開されたのは、“Slavic Review”の1963年秋季号

(1) リトワ民族主義の立場から書かれたリトワ史を代表するものに、G. Storast, *Litauische Geschichte*, Tilsit, 1921; C. Jurgela, *History of Lithuanian Nation*, N.Y., 1948 がある。

(2) H. Jablonowski, *Westrussland zwischen Wilna und Moskau. Die politische Stellung und die politischen Tendenzen der russischen Bevölkerung des Grossfürstentums Litauen im 15. Jahrhundert*, Leiden, 1955; O. P. Backus, *Motives of West Russian Nobles in Deserting Lithuania for Moscow, 1377-1514*, Lawrence, 1957

(3) Cf. Jablonowski, A. a. O., S. 1-5

(4) 例えば、*История Белорусской ССР*, т. I, Минск, 1961, стр. 109-10; *История Украинской ССР*, т. I, Киев, 1956, стр. 164-66

(5) Jablonowski, A. a. O., S. 39-46, 49-55, 132, 153-55; Backus, op. cit., pp. 46-48, 83-90, 107-10

ポーランド＝リトワ連合小史（ミェルニクの連合まで）

に討論のための問題提起として書かれた「ポーランド＝リトワ国家における統一性の問題」⁽¹⁾なる論文であった。この論文は、その対象とする時代が14世紀から18世紀にわたり、従って当然問題の取扱いは大まかであった。しかしこれは問題提起としてより重要であり、しかも、次に述べるように、現代的な問題関心ともある意味でつながりをもつものであった。

第一次大戦によるロシア・オーストリア両帝国の崩壊の時期に、東中欧（Ostmitteleuropa, East Central Europe）の諸民族は相次いで念願の独立を達成した。しかしこれはいずれも小国であって、大部分の国が政治的にも経済的にも完全な自立のための条件を欠いていた。このため一部関係諸国の間には何らかの形の国家連合を実現しようとする動きも現れたが成功せず、そのために生じた東中欧地域の政治的不安定が第二次大戦勃発の一因をなした。第二次大戦後、この地域の大半はソ連邦の指導下に一時ある程度の政治的・経済的統合を実現するかにみえたが、スターリンの死後ソ連の指導力はとみに衰え、ソ連側の懸命の努力にもかかわらず、関係諸国は統合よりは分立の傾向をむしろ強くしてきた。ところが一方西ヨーロッパでは、E E Cを中心とする経済的統合を政治的統合への足がかりにしようとする動きも特に小国の間では有力になってきた。独立後の政治的・経済的自立達成の困難から、アフリカその他の一部新興国の間でも、国家連合などの形での地域的統合が日程にのぼりつつある。

こうした状況のなかで学界の一部には、東中欧についてもその歴史にみられたフェデラリズム（federalism）の伝統といったものを、改めて評価しようとする気運が生れつつあるかに思われる。そしてこの場合、現段階では、オーストリア帝国におけるフェデラリズムの問題に歴史学者の主な関心は向けられているようであるが、一部の学者はさらに時代をさかのぼらせ、中世末と近世のポーランドにみられたフェデラリズム、具体的には、ポーランドを中心としたいわゆるヤゲロ連邦（Jagellonian Federation）⁽²⁾や多民族の統合体としてのポーランド「共和国」⁽³⁾にも注意をむけ始めている。この傾向を最もよく代表しているのは、第一次大戦後の東欧における連邦主義思想を扱う大きな研究の序論として「二元制か三元制か。ポーランド連邦主義の伝統」なる論文を書いた M. K. Dziewanowski⁽⁴⁾で、彼の場合には明かに東中欧のフェデラリズムの伝統に対する現代的関心が示されている。しかし、このような現代的関心からする、ポーランドにおけるフェデ

(1) O. P. Backus, "The Problem of Unity in the Polish-Lithuanian State," *Slavic Review*, XXII, No. 3

(2) 1386年リトワ大公ヤギェウォ（Jagiełło）によって創められたポーランドのヤギェウォ（ヤゲロ）朝は、この後1572年までポーランドとリトワに君臨したが、この間1440—44年と1490—1526年にハンガリー王国、1471—1526年にボヘミア王国をも支配し、この王朝的連合（*danastic union*）が「ヤゲロ連邦」とよばれている。

(3) この「共和国」には、ポーランド人の住む固有のポーランドとリトワ人の優勢な狭義のリトワの他、ポーランド王国とリトワ大公国の南東部と東部を占めるロシア系のウクライナと白ロシアが含まれ、その上、1466年ポーランド王の支配下に入って1569年完全に「王国」に統合されたドイツ系の「王領プロシア」と、1561年に「共和国」の支配下に入った同じく旧ドイツ騎士団領のリヴォニアが含まれていた。

(4) M. K. Dziewanowski, "Dualism or Trialism? Polish Federal Tradition," *The Slavonic and East European Review*, V, XLI, No. 97 (June 1963), pp. 442-66

ラリズムの取扱いは——オーストリア帝国におけるフェデラリズム研究の視角についても同様のことがいえると思うが——、過去の連邦制乃至は連邦主義思想を、再評価という形で一面的に肯定的・好意的に扱う傾きをもちやすい。とりわけポーランドとリトワの連合の歴史については、以下に述べるような事情でこの傾向が強く現れがちである。

ポーランドとリトワの連合の歴史は、19世紀以来ロシアやその他の外国の学者によっても研究されてきたが、研究の主流を占めたのはポーランドの学者で、そのうちでも特に O. Halecki の研究が、その影響力という点で重要なものであった。Halecki は第一次大戦後のポーランドにおける指導的な歴史学者の一人で、第二次大戦勃発後はフランス、次いでアメリカに居住して、欧米におけるポーランド史研究者の間で大御所的な地位を占めてきた。彼が1933年にフランス語で書いたポーランド史の概説はその後英語にも訳されて欧米で広く読まれ、ポーランド＝リトワ連合の歴史も、この概説で展開されている説明が通説的な地位を占めてきた。現在一般にもつともスタンダードなポーランド通史とされている二巻本の Cambridge History of Poland⁽⁶⁾ においても、Halecki はその監修者の一人であり、ポーランド＝リトワ連合の歴史に関する部分は、一部は Halecki 自身によって、残りもほぼ彼の解釈の線にそって書かれている。

ところで、ポーランド＝リトワ連合に関する Halecki の基本的な視角は、中世末・近世初頭のポーランドの、議会を中心とする自由な国制と文化的な先進性が、リトワ人を始め近隣諸民族をポーランドに惹きつけ、リトワ大公国などのポーランド王国への自発的な結合をもたらした、というものであった。この自発的な結合という点は、リトワ人などの東方諸民族に対するポーランドの「開化的使命」の強調と共に、19世紀以来ポーランド史学の有力な傾向をなしていたが、Halecki はこの傾向を継承しつつさらに発展させる役割を果たした。この点で恐らく注目すべきは、Halecki の上記の研究が発表された第一次大戦直後という時期である。というのは、第一に、前記のように当時新生ポーランドは旧帝制ロシアの西部地域(白ロシア、ウクライナ)の領土権をソヴェト・ロシアと争っており(ソ波戦争)、これが Halecki のポーランド＝リトワ関係史の取扱いにも影響を与えたであろうことは、かつてソヴェトの歴史家 В. И. Пичета が指摘したように、十

(1) 主な関係文献と史料集は、Historia państwa i prawa Polski do roku 1795 (pod redakcją Juliusza Bardacha), Warszawa, 1957, I, s. 564-65, II, s. 38 にかかげられている。研究史については、Historia Polski (pod redakcją Tadeusza Manteuffla), Warszawa, 1957, I, 1, s. 267-68; 2, s. 49-50 にみられる特徴づけが参考になる。

(2) O. Halecki, Dzieje unii jagiellońskiej, I-II, Kraków, 1919-20

(3) O. Halecki, La Pologne de 963 à 1914. Essai de synthèse historique, Paris, 1933

(4) O. Halecki, A History of Poland, London, 1942 (Revised Edition, 1955)

(5) Halecki のこの概説は最近ドイツ語にも訳された (O. Halecki, Geschichte Polens, Frankfurt am Main, 1963)。

(6) Cambridge History of Poland from the Origins to Sobieski, 1950; Cambridge History of Poland from Augustus II to Pilsudski, 1941. 以下本書をCHP. I, II として引照する。

(7) Cf. Historia Polski, I, 1, s. 267-68

(8) В. И. Пичета, Польша на путях к колонизации Украины и Белоруссии. Люблинская уния и ее политические последствия. — в кн.: < Белоруссия и Литва XV-XVI вв. >, Москва, 1961, стр. 566-67

ポーランド＝リトワ連合小史（ミェルニクの連合まで）

分考えられるからである。⁽¹⁾ 事実、この時期に新生ポーランドが東部国境に関する自らの主張を裏づける目的でパリ講和会議むけに準備した文書も Halecki の手によるものであったのである。しかしこれと並んでもう一つ重要な契機と思われるものがある。それは、Halecki の国際連盟との関係である。第一次大戦直後のこの時期には、国際平和維持機構としての国際連盟への期待が、とりわけヨーロッパの小国の識者の間で強かったが、Halecki もその例外ではなかった。彼は自ら初期の国際連盟で事務局員の一人として活躍している。すなわち、Halecki におけるポーランド＝リトワ連合やヤゲロ連邦の過度の理想化は、国際連盟に対する当時のこのような大きな期待とも無関係ではなかったように思われるのである。

Halecki を含む小国の指導者たちの国際連盟に対する過大な期待はやがて裏切られることになり、また研究史の上では以前からロシア人やウクライナ人の歴史家の間に、ポーランド＝リトワ連合をポーランドによるリトワ大公国の強制的併合とみる見解があり、大戦後独立したリトワ人自身の間にもその民族主義的立場から Halecki 的な解釈に対する反撥が起ったが、内外の学界における Halecki の権威の故もあって、学界の大勢は Halecki の説を受入れてきた。⁽²⁾ スターリン時代以後ソ連邦の歴史学者は、ポーランド＝リトワ連合をポーランド支配階級の伝統的な東方進出計画 („Drang nach Osten“ のポーランド版) の一環とみなし、⁽³⁾ 戦後のポーランド史学もある程度この解釈を受け入れているかに見えるが、⁽⁴⁾ 欧米の研究者の間ではこの契機は大体において無視乃至軽視されてきた。⁽⁵⁾

このような事情から、東中欧におけるフェデラリズムの再評価といっても、ポーランド史についてはそれは——オーストリア帝国のフェデラリズムの扱いとは多分に異って—— Halecki に代表される通説的な肯定的評価がそのまま継承され再確認されるということになりがちであるが、⁽⁶⁾ こうしたなかで Halecki 的評価に正面から挑戦したのが、前記の Backus の論文である。Backus はその論文で、ポーランド＝リトワ連合における統一的諸要因(unifying factors) の存在を認めながらも、この連合が本物の (real)、有効な (effective) 統一をもたらしたとする見解には強く反対し、ヤギェウォ (ヤゲロ) 朝はポーランドとリトワの間の政治的競争関係 (political competitions) と国内の文化的多元性を

(1) ただし Пичета のこの論文自身最初は独ソのポーランド分割の翌年 (1940) < Исторические записки >, т. 7 に発表されたものである。このように、研究史上の重要な文献のなかに、主題の客観的な取扱いを困難にするような時代的環境の下で書かれたものが多いことが、現在われわれがポーランド＝リトワ関係史を研究して行く上で一つの制約になっている。

(2) “Les Relations entre la Pologne et les terres lithuaniennes et ruthéniennes, avant les partages”

(3) この反撥の内容については、N. P. Vakar, *Belorussia. The Making of a Nation*, Cambridge, Mass., 1956, pp. 45-60 を参照。反撥の時代的背景をなしたのは、大戦後ポーランドとリトワの間に生じた旧リトワ大公国の首都ヴィルニウス (ヴィルノ) の領有をめぐる紛争で、1920年から38年まで両国は外交関係をもたなかった。

(4) СНР, I, pp. 433-35 はその代表的な例である。

(5) 例えば *История Польши*, т. I, Москва, 1956, стр. 176-77

(6) Cf. *Historia Polski*, I, 1, s. 566, 2, s. 254; *Historia państwa*, I, s. 567-68, II, s. 41

(7) 最近の研究では、前記の Dziewanowski の論文と、G. Rhode, „Staaten-Union und Adelsstaat. Zur Entwicklung von Staatsdenken und Staatsgestaltung in Osteuropa, vor allem in Polen/Litauen, im 16 Jahrhundert“, *Zeitschrift für Ostforschung*, IX, 1960 をその実例としてあげることができる。

克服できず、そのため絶対王制の確立にも失敗したとし、宗教改革運動と経済的諸困難、それにウクライナの喪失が両国の連合を決定的に掘りくずした、と主張した。この論文は先に述べたように討論のための問題提起として書かれたもので、同じ雑誌の同じ号には、Backusの主張に対する問題の人 O. Halecki とリトワ系の歴史家 J. Jakstas の意見が、両者に対する Backus の「解答」と共にのせられた。⁽¹⁾

この論争は非常に興味深いものであるが、その内容に立入ることはここではしない。この大きな問題について思いつき以上の発言をする能力は現在の筆者には欠けている。それにもともと本稿における筆者の関心も、この論争における問題設定——ポーランド没落原因論の観点からみたポーランド＝リトワ連合の性格——からある程度ずれている。以下において筆者が試みるのは、以上にみたような研究史の性格に由来する制約を十分意識した上で、極く限られたものであるが手もとの若干の文献を利用して、ポーランド＝リトワ連合の歴史を16世紀初頭まで筆者なりにあとづけてみることにし、そしてその間に可能な範囲内で多少とも問題の整理をすることである。この歴史的概観と問題の整理はごく大雑把なものであるが、これはもともと、ポーランド＝リトワ連合史のピークで、同時にこの主題に関する筆者自身の関心の焦点でもあるルブリンの連合(1569)をめぐる諸問題を究明するための予備的作業として行なわれるもので、こうした目的に由来する限界と制約をもっている。

I

ポーランドとリトワの連合の歴史は、1385年9月14日のいわゆる「クレヴォの連合」に始まる。ポーランドでは10世紀以来の民族王朝たるピャスト朝(Piasty)の断絶(1370)後、この王朝の最後の国王カジミェシュ3世(Kazimierz III)の甥に当るハンガリー王ラヨシュ(Lajos = Louis)がポーランド王を兼ね(ルドヴィーク Ludwik 1世)、このルドヴィークの死(1382)後その娘の一人がポーランドの貴族によって1384年女王に迎えられたが(ヤドヴィーガ)、この女王の配偶者にえらばれて1386年ポーランド王ヴワディスワフ2世(Władysław II)となったリトワ大公ヤギェウォ(Jagiełło、リトワ名ヨガイラ Jogaila)は、これに先立ってその前年リトワの首府ヴィルノの近くのクレヴォ(Krewo)における交渉で、彼の一族及び全国民と共にローマ教会の信仰を受け入れることと並んで、リトワ大公国(リトワ本土とリトワ領ロシア)を永久にポーランドの王冠に加えること(“*terras suas Lithuaniae et Russiae coronae regni Poloniae perpetuo applicare*”)をポーランド側に約束した。⁽²⁾

(1) O. Halecki, “Why was Poland Partitioned?”; J. Jakstas, “How Firm was the Polish-Lithuanian Federation?”; O. P. Backus, “Reply,” *Slavic Review*, XXII, No. 3, 1963

(2) リトワ大公国のロシア系の住民はキエフ時代にキリスト教(ギリシア正教)を受入れていたが、固有のリトワ人はなおキリスト教に帰依していなかった。

(3) СНР, I, p. 198; Jablonowski, A. a. O., S. 24; М. К. Любавский, *Очерк истории Литовско-Русского государства до Лублинской унии включительно*, Москва, 1910, стр. 42; G. Rhode, *Die Ostgrenze Polens. Politische Entwicklung, kulturelle Bedeutung und geistige Auswirkung*, Bd. I, Köln-Graz, 1955, s. 303-4, 317-18

ポーランド＝リトワ連合小史（ミェルニクの連合まで）

この契約の文書の“applicare”という言葉の意味するところは法的には明かでないが、⁽¹⁾ポーランドではこの後、これはリトワ大公国のポーランド王国への合体（incorporation）を意味するものと理解され、大公国の国家的独立の解消を伴う完全な合体をポーランド側が要求し続ける根拠となった。⁽²⁾研究史の上でも、ポーランド国制史の権威 O. Balzer⁽³⁾ やリトワ大公国史の権威 Любавский⁽⁴⁾ を始め多くの学者が、リトワ大公国は法的には1386年ポーランド王国の一部になった、としてきた。そしてその場合、その証拠とされたのは、1386—89年にリトワとロシア（リトワ領ロシア）の諸公がヴワドゥィスワフ（ヤギェウォ）、ヤドヴィーガ及びポーランド王冠に対して臣従の誓をしている事実である。しかしこれは完全な合体を意味するものではなかった。⁽⁵⁾クレヴォの契約はもともと連合についての予備的な了解であって、その翌年現実に連合が成立した時にこの連合の性格について具体的なことがとりきめられたかどうかはわからない。⁽⁶⁾しかしいずれにせよリトワ大公国は1386年後も事実上独立を保持し、独自の外交政策を展開し続けた。⁽⁷⁾

クレヴォの連合をもたらした事情については、一般には、両国にとって共通の敵たるドイツ騎士団に対する共同動作の必要という契機が最も重視されてきた。ここでは騎士団と両国の関係について詳述することはできないが、14世紀後半ポーランドは、ドイツ騎士団に奪われたポモージェ（Pomorze = Pomerania）の回復を国家的課題としており、他方リトワも、バルト海岸のジュームツィ（Żmudź = Samogitia）への騎士団の侵略の排除を最も重要な課題としていた。ドイツ騎士団とのたたかひの成否は客観的には、両国、とくにリトワにとってその国家としての存立にかかわる問題であり、クレヴォの連合に際してリトワがカソリシズムを受入れたのも、騎士団から異教徒征討の口実をうばうためであった。⁽⁸⁾と考えられる一面がある。

しかし、ドイツ騎士団とのたたかひの必要というこの契機は、この後の1410年の騎士団軍に対するポーランド・リトワ連合軍の大勝という事実の故に、一般には不当に重視されてきた感がある。この点で注目すべきは、クレヴォの連合成立当時のポーランド王国とドイツ騎士団の関係で、両者の間には1343年の条約以来平和が保たれており、当時騎士団の主な攻撃目標はリトワ大公国であった。ポモージェを回復してバルト海への出口を確保することは、ポーランドにとっての念願であったが、この問題に特に深い利害関係

(1) この言葉の法的意味をめぐる研究史については、Rhode, A. a. O., S. 318-21

(2) Historia państwa . . . , I, s. 565

(3) O. Balzer, „Stosunek Litwy do Polski“, Pisma pośmiertne, III, Lwów, 1937, s. 255

(4) Любавский, Указ. соч., стр. 43

(5) Historia państwa . . . , I, s. 566; K. Kadlec, Introduction à l'étude comparative de l'histoire du droit public des peuples slaves, Paris, 1933, p. 252; M. Hrushevsky, A History of Ukraine, New Haven, 1941, p. 130

(6) この臣従の法的性格については、Z. Wojciechowski, L'Etat polonais au moyen-âge. Histoire des institutions, Paris, 1949, pp. 124-25

(7) Jablonowski, A. a. O., S. 24 は、とりきめが恐らくなかったとし、Rhode, A. a. O., S. 321 は、とりきめはあったと思われるとしている。

(8) 「いわゆる合体時代にリトワは、国際法上の主体をなし、従って一つの国家であって州ではなかった。」(J. Adamus, „Państwo litewskie w latach 1386-1398“, Księga pamiątkowa ku uczczeniu 400-setnej rocznicy Statutu Litewskiego, Wilno, 1932, s. 29)

(9) Historia państwa . . . , I, s. 567

をもっていたのは北ポーランドの貴族であった。これに対して、ルドヴィーク王以後王国の政治を動かしていた南ポーランド（小ポーランド Małopolska）の貴族は、当時ウクライナ問題に最大の関心をもっていた。⁽¹⁾ 13世紀以来ポーランドは西ウクライナの支配権をめぐるリトワと激しく争っており、ピヤスト朝の断絶後小ポーランドの政治家は、ハンガリーとの同君連合によってこの問題でリトワに対して優位に立とうとしたが、これがかえってハンガリーのハリチ（Halicz=Галич）支配をもたらすと、今度はリトワとの連合でこのハリチを回復し、さらにはその北のヴォウニャ（Wołynia=Волынь）にも進出をはかろうとした。すなわち、西ウクライナ問題の有利な解決ということが、クレヴォの連合に当たってのポーランド側の重要な狙いであったのである。そして事実小ポーランドの貴族は、連合の成立後間もなく、ヤギェウォとリトワ軍の協力を得てハリチを回復し、そこで多くの官職と土地を獲得している。⁽²⁾ ただし、ウクライナに対するポーランド、特に小ポーランドのこのような積極的関心は、この段階では、当時重要なものであった黒海沿岸都市を介する東方貿易の利害とも大いに関連しており、⁽³⁾ 現在のソヴェト史学のように、ウクライナの沃野での土地の獲得がこの時代に既にポーランドの貴族の関心のすべてであったとするのは、⁽⁴⁾ 後世の歴史事実からする不当な類推といわなければならない。⁽⁵⁾

リトワとの連合をもたらしたポーランド側の要因としては、この他に、ヨーロッパに残った最後の異教の民をローマ教会の指導下に教化しようとする宗教的情熱といった契機も考えられるが、このポーランドに対してリトワ側の要因としては、ドイツ騎士団からの脅威が決定的に重要なものであった。リトワ大公国は当時騎士団の直接の攻撃の対象になっていたからである。Halecki は、当時従弟のヴィトルト（Witold. リトワ名ヴィタウタス Vytautas）に国内で支配権を脅かされていた大公ヤギェウォがポーランド王位の獲得による自己の地位の強化を望んだことを、連合成立の最も重要な契機とみなしており、⁽⁶⁾ Любавский もこれに近い見解をとっているが、この要因はやはり二次的なものとみるべきであろう。また現在ポーランドとソ連邦の学者は、大公国内のロシア系住民に対する支配の強化と新興のモスクワ公国に対する東部防衛の必要の意識が、⁽⁷⁾ 大公国の支配層をポーランドとの連合に導いた重要な要因であった、⁽⁸⁾ としているが、この主張も先にふれた Jablonowski と Backus の研究などに照すと、十分な検討を経ずには認めがたいように思われる。

(1) Rhode, Die Ostgrenze Polens, I, S. 298-300; Wojciechowski, op. cit., pp. 123-24; Jakstas, op. cit., p. 443; Historia Polski, I, 1, s. 566

(2) Rhode, Die Ostgrenze Polens, I, S. 300-1,305-7 Historia Państwa, I, s. 568

(3) この東方貿易については、Я. Рутковский (Ja. Rutkowski), Экономическая история Польши, Москва, 1953, стр. 82-83

(4) М. Маловист (M. Małowist), Экономическое развитие Феодалной Польши в XIV-XVII вв., в < Исторические записки >, т. 53, 1955, стр. 201

(5) 例えば、История Польши, I, стр. 123

(6) СНР, I, pp. 196-97

(7) Любавский, Указ. соч., стр. 42-43

(8) Historia Polski, I, 1, s. 566; Historia państwa, I, s. 567-68; История Польши, I, стр. 123

II

1386年に成立したポーランド王国とリトワ大公国の連合関係は、上に述べたように、法的に頗る不安定なものであった。ヤギェウォは連合の成立後その弟スキルギェウォ (Skirgiełło) を自分の代理としてリトワの首都ヴィルノに置いたが、大公国におけるこのスキルギェウォの資格は甚だ曖昧で、彼の権威は本来のリトワにしか及ばず、他方彼は「本来のリトワ」のトロキ (Troki) の他ホウォツク (Połock = Полоцк) を領有して地方的な公⁽¹⁾としても行動した⁽²⁾。

クレヴォの連合は事実関係としても安定性を欠いていた。その理由を Любавский⁽³⁾ などロシアの学者は多く、大公国内に連合に対する有力な反対が存在したことに求めている。そして Пичета⁽⁴⁾ は、ヤギェウォがポーランド王への即位の翌年 (1387) リトワの貴族に与えた特権状 (przywilei) で、王国の貴族が享受していたのと同等の権利を、ローマ教会に帰依したリトワ貴族に認めたのも、連合を喜ばない貴族勢力に対する一種宥和策であったとしている。この解釈は Backus などにも受けつがれており、基本的には恐らく正しい。しかしポーランドとの連合に対する組織的・自覚的な批判＝反対勢力としてリトワの大貴族＝マグナートたち (magnaci) が立現れるのは、もう少し後のことであり、連合の最初からリトワ側に連合に対する組織的な反対運動が存在した、と考えることは危険である。リトワ大公ヤギェウォがヤドヴィーガと結婚してポーランド王になったのに伴って、恐らく半ば自動的に、ヴワドゥィスワフ (ヤギェウォ) とヤドヴィーガとポーランド王冠に臣従の誓をした大公国の諸公にも、クレヴォの連合の意味について明確な認識があったとは考えられない。

従って、スキルギェウォ＝ヤギェウォの支配に対して間もなくヤギェウォの従弟ヴィトルトが起した反乱も、ポーランドに対するリトワの「国家的独立のためのたたかい」⁽⁸⁾ といったものではなかったように思われる。ただこれを Halecki のように、クレヴォの連合⁽⁹⁾

(1) 「本来のリトワ」(terrae Litwanie) は、文字通りの意味における「本来の」リトワ (人種的にリトワ人の優越した地方) の他、リトワ大公の初期の征服地を含むが、これは「その他の領土」(cetera dominia) 即ちいわゆる「ロシア系の地方」(terrae Russiae) に比してはるかに狭かった。「本来のリトワ」と「その他の領土」の違いについては、Rhode, Die Ostgrenze Polens, I, S. 338-40; Jablonowski, A. a. O., s. 30-32

(2) Wojciechowski, op. cit., p. 125; Rhode, A. a. O., S. 324; СНР, I, 202

(3) Любавский, Указ. соч., стр. 44-45

(4) このヴィルノの特権状の内容については、Backus, Motives, pp. 34-36; Любавский, стр. 56; Jablonowski, A. a. O., S. 39; Kadlec, op. cit., p. 260

(5) В. И. Пичета, Литовско-польские унии и отношение к ним литовско-русской шляхты. — в кн. : <Белоруссия и Литва XV-XVI вв.>, Москва, 1961, стр. 527 (この論文は最初 <Сборник статей, посвященных В. О. Ключевскому его учениками, друзьями и почитателями ко дню тридцатилетия профессорской деятельности в Московском университете>, Москва, 1909 に発表された)

(6) Backus, Motives, pp. 34-36; O. P. Backus, „Die Rechtsstellung der litauischen Bojaren 1387-1506“, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*; VI, 1958, S. 11-12

(7) Wojciechowski, op. cit., p. 125

(8) Пичета, Литовско-польские унии, стр. 527

(9) СНР, I, p. 203

以前にあったヤギェウォとヴィトルトの支配権争いの単なる再発というふうに理解して、両国の連合の不安定性の原因を専らリトワ大公家（ゲディミナス Gedjminas 家）の内紛に帰することも、これまた一つの行きすぎである。ヴィトルトに対する大公国の貴族の支持のなかに、連合に対する反撥という契機もかなりの程度存在したであろうことは、ヴィトルトに対するヤギェウォの大きな譲歩によって両者の対立を一応解消させた1392年のオストルク（Ostrók）の協定の内容やその後のヴィトルトの動きからも推測できるように思われるからである。

オストルクの協定でヴィトルトは、前任者のスキルギェヴォとは違って、本来のリトワばかりでなくリトワ大公国全体についてヤギェウォの代理の地位を認められ、この結果大公国は一つの統治単位としての統一性を回復した⁽¹⁾。オストルクの協定はヤギェウォの主権を認めること以上の義務をヴィトルトに課さず、このため事実上リトワの大公となったヴィトルトは、この後国内の諸公から統治権を奪って行政の中央集権化に努めた⁽²⁾。この国内における支配権の強化と並行してヴィトルトは、ポーランドとの連合以前からの大公国の基本的対外政策たる東方政策を再開し、この政策の推進の過程に後顧のうれいを絶つため1398年10月宿敵ドイツ騎士団と和し、その際大公国の貴族たちによって王の称号をおくられた⁽³⁾。これは1386年以来のポーランドとの連合の解消を意味するものであった⁽⁴⁾。

しかしヴィトルトの東方政策は早くもその翌年、ヴォルスクラ（Worskla=Ворскла、ドニェプルの支流）河畔のタタール軍との戦いにおける大敗で挫折し、他方ポーランド側では反ヴィトルト勢力の中心であったヤドヴィーガがこれと相前後して死んだため、ヤギェウォとヴィトルトの間には新たな妥協の可能性が生れ、1401年になってヴィルノ＝ラドムの連合（Unia Wileńsko-radom）が成立した⁽⁵⁾。

この新たな連合も、リトワ大公国に対する最高権はヤギェウォに留保したが、同時にヴィトルトに対して法的にもリトワに対する大公権力を認めた。ヴィトルトは今や法的にもヤギェウォの単なる代理者ではなく、数は少なくなったがなお残っていた大公国内の諸公

(1) Historia państwa, I, s. 569; Wojciechowski, op. cit., p. 126; Любавский Указ. соч., стр. 46; Rhode, Die Ostgrenze Polens, I, S. 345-46

(2) Пичета, Литовско-польские унии, стр. 527

(3) これまで大公の統治権が直接及んだのは、「本来のリトワ」に限られ、「その他の領土」は諸公——多くはかつてのリューリク Рюрик 家のものに代ったゲディミナス家の諸公——の半ば独立の統治権の下にあった。ヴィトルトの中央集権化政策については、Hrushevsky, op. cit., pp. 131-32; Jablonowski, A. a. O., S. 32-3; Rhode, A. a. O., S. 347-51

(4) ヴィトルトの東方政策の最大の成果はスモレンスクの獲得で、彼の下で大公国は最大の範囲に達した。

(5) Любавский, стр. 47; Wojciechowski, op. cit., p. 126; CHP, I, p. 206; Rhode, A. a. O., I, S. 355

(6) Halecki は、ヤドヴィーガがヴィトルトの自主的な動きに危険を感じてこれを抑えようとしたこと、1398年はじめ彼女がヴィトルトに貢納を要求し、これがヴィトルトにポーランド王冠からの離脱を決意させる一因になったことを指摘しながら（CHP, I p., 206）、このような彼女の存在がこの後の両国の新たな妥協のさまたげになったとは考えず、逆に、この新たな妥協は彼女が生前に準備したものであったとしている（p. 208）。これは、「生前から聖者とみなされていたこの寛大な女性」（p. 207）という Halecki のヤドヴィーガ観によるもので、彼の著作全体を特徴づけているカソリック的偏見の一例といえる。

ポーランド＝リトワ連合小史（ミェルニクの連合まで）

もヤギェウォではなくヴィトルトに臣従を誓うことになり、ヴィトルトはやがて公式にも「大公」(magnus dux)とよばれるようになった（これに対して大公国におけるヤギェウォの地位は supremus dux⁽¹⁾）。しかし、このことから、Haleckiのように、ヴィルノ＝ラドムの連合は「リトワ国の法的更新」をもたらしたとし、ここでただちに両国の関係の対等化への方向をみることは問題である。この連合は、ヴィトルトの死後大公国の支配権がヤギェウォの手に戻さるべきことを規定しており（これに対してポーランド側は、ヤギェウォの死後リトワの了解なしには新たな国王をえらばないことを約束した⁽³⁾）、この点で、Пичетаの力説するように、本質的にはヤギェウォ＝ポーランドとリトワ＝ヴィトルトの一時的な妥協の産物という性格をもっていた。この新たな連合で注目すべきもう一つの点は、この連合の確認に際してポーランド・リトワ双方とも貴族の代表が参加したことで、これは直接には、連合の恒久化を意図したヤギェウォの希望に発したものであったが、長期的な観点からみると、両国の連合が王朝的なものから国民的なものにおかす第一歩であった⁽⁵⁾。

ヴィルノ＝ラドムの連合はドイツ騎士団に対する両国の共同作戦を可能にしてグ룬ヴァルト (Grunwald) の戦勝 (1410) をもたらしたが、この後も騎士団の側からの脅威は続き、1413年になってポーランドとリトワの間には、新たな、より恒久的な連合、すなわちホロドウォ (Horodło) の連合 (Unia Horodelska) が成立した⁽⁶⁾。ヴィルノ＝ラドムの連合よりさらに多くの両国の代表が参加して確認されたこの連合は、ヴィルノ＝ラドムの連合の原則を継承しつつ、ヴィトルトの死後はポーランド王が両国の代表と協議して新たな大公を任命すべきことをきめた⁽⁸⁾。これは、ヴィルノ＝ラドムの連合ではヴィトルトの在位期間に限られていた大公国の自主性の制度化＝恒久化を意味し、両国の連合関係における大公国の地位は高められた⁽⁹⁾。

ホロドウォの連合は、ポーランドの貴族制と行政組織の大公国への導入の歴史の上でも重要な画期であった⁽¹⁰⁾。この連合に際してヤギェウォは、リトワの貴族層の支持を確保

(1) Rhode, A. a. O., S. 360-61; CHP, I, pp. 208-9; Wojciechowski, op. cit., p. 126; Jablonowski, A. a. O., S. 25; Historia państwa, I, s. 570

(2) Halecki, Dzieje unii jagiellońskiej, I, s. 162; CHP, I, p. 209

(3) Jablonowski, A. a. O., S. 25-26; Wojciechowski, op. cit., p. 126-27; Rhode, A. a. O., S. 359-60; Kadlec, op. cit., 253; Любавский, Указ. соч., стр. 48; Historia Polski, I, 1, s. 570; Historia państwa, I, s. 570

(4) Пичета, Литовско-польские унии, стр. 527-28

(5) CHP, I, p. 208; Historia państwa, I, s. 570; Wojciechowski, op. cit., p. 126; Backus, Motives, p. 36; Любавский, Указ. соч., стр. 48

(6) この連合の成立と騎士団問題との関連については、Historia Polski, I, 1, s. 579-80; Любавский, Указ. соч., стр. 48-49; CHP, pp. 215-6

(7) Пичета, Литовско-польские унии, стр. 528

(8) ホロドウォの連合が大公の指名権をポーランド王に与えた、とする通説に対しては、史料解釈の立場からする J. Jakubowski, „Z zagadnień unii polsko-litewskiej“, Przegląd historyczny, II (1919-20), s. 153-54 の批判がある。Cf. Jablonowski, A. a. O., S. 26

(9) Любавский, Указ. соч., стр. 49-50; CHP, I, pp. 216-17; Historia państwa, I, s. 570; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 528; Vakar, op. cit., 45

(10) ただし、この画期性を強調しすぎることは危険である。Cf. Wojciechowski, op. cit., pp. 127-28; Любавский, Указ. соч., стр. 58-59

するため、1387年の特権状の対象と内容の拡大を意味する一連の特権状をリトワの貴族に与えた。1387年には大貴族 (barones) に限られていた特権享受者が今や一般の貴族 (nobiles) にも拡大された。⁽¹⁾ 貴族はその土地相続権と処分権を強化され、軍事奉仕と若干の名目的納税以外の義務を免除された。⁽²⁾ その社会的地位の強化と共に、国の政治への参加の権利をもホロドウォの連合でリトワの貴族は獲得した。狭義のリトワ (ヴィルノ・トロキの2州) の行政面にポーランドの官制が導入され、大公の助言機関たるラート (rad) が正式の諮問機関として制度化され、さらに、「ポーランド王国とリトワ諸領の大貴族、高僧及び貴族が参加の権利をもつ、両国の福祉と利益の審議」のための集会 (conventiones et parlamenta) の開催がきめられた。⁽³⁾ しかし1413年の諸特権の享受を許されたのは、1387年の特権状の場合と同様、本来のリトワのカソリック教徒だけで、新設された官職もロシア系のギリシア正教徒の貴族には開放されなかった。⁽⁴⁾

1413年の特権状は、連合に対するリトワの貴族の支持の強化を目的としていたが、これはその内容からみて大公国の貴族層内部の二つのグループの反撥を招く可能性をもっていた。その一つはリトワの上層貴族すなわちマグナートたちであった。この時代リトワでボヤール (bojar = боярин) とよばれるようになった中小貴族の社会的・政治的な特権獲得は、マグナートだけの特権としては司法上のそれしか残さないことになり、彼等は、ポーランドへの接近が大公国内での自分たちの地位と影響力の相対的低下を伴うことに当然反撥するはずであった。⁽⁵⁾ 現実にはこの後15世紀を通じてマグナートは引続き大公国の政治を独占し、彼等の政治的影響力へのボヤール層の挑戦はようやく16世紀になって起るが、⁽⁶⁾ 1413年の一連の特権状がリトワのマグナートたちをして連合に対して原則的に批判的な態度をとらせる可能性をもっていたことは十分考えられる。そして、ホロドウォの連合の際にとりきめられた、両国の名門貴族の間の養子関係の設定という有名な事実も、恐らくはこの点を考慮することで始めてその意義が正しく理解されるように思われる。⁽⁷⁾

当時ポーランドの貴族は、それぞれ一定の紋章と名称をもった氏族 (ród) に組織されていたが、⁽⁸⁾ ホロドウォの連合の際の両国の代表のとりきめの結果、47のポーランドの氏

(1) Пичета, Литовско-польские унии, стр. 528-29

(2) Там же, стр. 529; Wojciechowski, op. cit., p. 127; Backus, „Die Rechtsstellung“, S. 15-17; Backus, Motives, p. 37

(3) СНР, I, p. 217; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 529; Любавский, Указ. соч., стр. 58-59; Backus, Motives, p. 37; Historia państwa, I, s. 570

(4) Jablonowski, A. a. O., S. 39-40; СНР, I, p. 217; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 529; Backus, Motives,, p. 37

(5) リトワ大公国のボヤールについては、O. P. Backus の二つの論文 („Die Rechtsstellung der litauischen Bojaren 1387-1506“, *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, VI, 1958; “Problem of Feudalism in Lithuania, 1506-48,” *Slavic Review*, XXI, 1962) が詳しく扱っている。他に、Historia państwa, I, s. 572; Kadlec, op. cit., pp. 257-61; Vernadsky, op. cit., pp. 196-200 をも参照。

(6) Пичета, Литовско-польские унии, стр. 529

(7) Любавский, Указ. соч., стр. 75; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 529-30

(8) この点については、Historia państwa, I, s. 232, 425; Wojciechowski, op. cit., pp. 175-8 を参照。

ポーランド＝リトワ連合小史（ミュルニクの連合まで）

族が同じ数のリトワの名門貴族を養子に迎え入れた。これによってそれぞれ養家先の紋章を使うことになった47のリトワの氏族は、そのほとんどがこの時代の史料にも名前の出てくるリトワの最高の名門であった。⁽¹⁾ 歴史上極めて珍しいこのような養子関係の設定は、従来、両国の支配階級相互の人的関係の強化による連合の恒久化という積極的な目的をもったものと理解されてきたが、それよりもむしろ、ポーランドとの連合の強化が自分たちの政治力を掘りくずして行くことを恐れる大公国のマグナートたちの分離主義的な動きを弱めようとする、いわば消極的な性格のものであった、とする方が、より真実に近いように思われる。この連合からの離脱の動きが単なる可能性にとどまらなかったことは、ホロドウォの連合後の歴史が物語っている。⁽²⁾ Halecki は、「このような異常な出来事（養子関係の設定のこと＝鳥山）は高く評価されすぎることはない」として、この連合の後の両国の協力関係の進展を力説しているが、これはポーランド＝リトワ連合の理想化という彼の発想の然らしめるところであり、現実には、ヴィトルトと大公国のマグナートたちはこの後も概して王国との連合に消極的であり、その内外政策で、ヤギェウォ＝ポーランドの利益に反してまで独自の政策を展開した。そしてそのような政策の頂点をなすのが、ヴィトルト晩年の、リトワを独立の王国にしようとする計画であった。⁽³⁾ ホロドウォの連合は、大公国のマグナートの自覚的な分離主義成立の契機をなした、といわなければならない。

Ⅲ

ホロドウォの連合に対する反撥は、第二に、1387年と1413年の特権状において特権の享受から除外されたロシア系＝ギリシア正教徒の貴族から起り得るものであった。しかし、特権をカソリック教徒に限ることによる、ロシア系の貴族に対するこのような法的差別が、ただちに民族的・宗教的対立をリトワ大公国内に惹き起すことはなく、16世紀になって始めてロシア系住民の自覚的な民族＝宗教運動が起っていることは、先に Jablonowski と Backus の研究書にふれた際に述べた通りである。もっとも、民族意識や宗派的対立感情と直接にはかかわりのないものにせよ、ロシア系貴族の政治的不満が法的差別待遇によって発生したことは事実であり、この契機は、ヴィトルトの死（1430）後シヴィドリギェウォ（Świdrygiełło）がリトワ大公に選出される際にも重要な役割を果たした。シヴィドリギェウォは大公国の貴族、特にロシア系のその強い支持で大公位を獲得した。彼はヤギェウォの弟で自らはカソリック教徒であったが、永年大公国のロシ

(1) CHP, I, p. 217; Historia państwa, I, 570

(2) 例えば、CHP, I, p. 217; Historia Państwa, I, s. 570

(3) なお、後にみる1440—47年の連合関係の中絶と両国の関係の緊張の時期に、大公国の一部マグナートはポーランドの紋章を放棄して以前の紋章を使用した。（G. Rohde, „Staten-Union”, S. 200—201; Jakstas, op. cit., p. 443）

(4) CHP, I, p. 217—18

(5) Любавский, Указ. соч., стр. 61—2; Historia Polski, I, 1, s. 588—90; Wojciechowski, op. cit., p. 128; Historia państwa, I, s. 571（なお Halecki は CHP, I, p. 225—27 でこの事件について独自の解釈をしている。）

(6) この点については Любавский, Указ. соч., стр. 60—61 を参照。

ア地方で生活してロシア系貴族の間で人気があり⁽¹⁾、彼等に対してカソリック貴族と同等の特権を与えるであろうことが期待されたのであった⁽²⁾。

ホロドウォの連合は、リトワ大公の選任がポーランド、リトワ両国の代表との協議の上でポーランド国王によって行われるべきことを定めていたが、シヴィドルィギェウォは大公国のマグナートたちだけの手で大公に選ばれた。これは、王国との連合に対する大公国のマグナートたちの敵意を公けにしたものであったが、ヤギェウォはこの決定に対してただちに事後承認を与えた。ヤギェウォは、これよりも先晩年のヴィトルトが王冠をいただくとした時にも、これに暗黙の承認を与えており、このヤギェウォの不思議な態度は、恐らくは、自分の一族による世襲的なリトワ王朝の確立を、法的になお不安定なポーランドにおける自分とその子孫の地位の強化に役立てようとしてのことであった、と解されているが、実弟シヴィドルィギェウォの大公位を承認した場合にも、同様な王朝的配慮が働いていた、と考えられる⁽³⁾。

王朝が独自の利害をもっていたことが、ポーランド＝リトワ連合の歴史過程を複雑なものにしたことは、以下の記述のなかでも何回か確認されるはずであるが、この場合にもポーランド王とポーランド貴族の利害は一致しなかった。1413年のとりきめにもかかわらずリトワ大公の選任に際して協議にあずからなかったポーランドのマグナートは、ヴィトルトと同様大公国の自主性を維持しようとするシヴィドルィギェウォには当然反撥した。そしてこれに両国の南部国境地帯のポドーレ (Podole=Podolia) とヴォウイニをめぐる領土争いが加わることで、ポーランドのマグナートとシヴィドルィギェウォの関係は急速に悪化した⁽⁴⁾。この間に特徴的なことはヤギェウォが何回か調停者の立場に立っていることであるが、これも結局は成功せず、ポーランドのマグナートは1432年9月大公国内の反シヴィドルィギェウォ勢力を助けてクーデタを企て、ヴィトルトの弟ズィグムント (Zygmunt) を大公の地位につけた⁽⁵⁾。

このクーデタの直後にヤギェウォは、1387年と1413年にリトワのカソリック系貴族にだけ認めた特権をロシア系の貴族にも拡張する特権状を大公国に与えた。この特権状は、大公国のロシア系＝ギリシア正教徒の貴族に対する宥和を狙いとしたもので、この点は、この特権状が同時に、リトワ系の貴族に、ポーランドの同族＝養家の承認を得た上でロシ

(1) 1431年1月31日付のドイツ騎士団長宛の手紙でリヴォニア騎士団長は、シヴィドルィギェウォを倒すものは全ロシア人と仲違いをすることになる、と述べている (K. Forstreuter, *Preussen und Russland von den Anfängen des deutschen Ordens bis zu Peter dem Grossen*, Göttingen, 1955, S. 50-51)

(2) Любавский, Указ. соч., стр. 62; СНР, I, p. 228; *Historia państwa*, I, s. 571; Hrushevsky, op. cit., pp. 133-34; Backus, *Motives*, p. 51; B. Krupnyckyj, *Geschichte der Ukraine*, Wiesbaden, 1963, S. 34

(3) СНР, I, p. 226; Wojciechowski, op. cit., p. 117

(4) Wojciechowski, *ibid.*

(5) この時期の両国の領土紛争については、Hrushevsky, op. cit. pp. 134-36; *История украинской ССР*, I, стр. 157; СНР, I, p. 228

(6) Любавский, Указ. соч., стр. 63-4; СНР, I, pp. 228-9; Jablonowski, A. a. O., S. 27; *Historia Polski*, I, 1, s. 592; *Historia państwa*, I, s. 571

(7) Любавский, Указ. соч., стр. 64; Jablonowski, A. a. O., S. 41; Backus, *Motives*, p. 38; Пичета, *Литовско-польские унии*, стр. 531

ポーランド＝リトワ連合小史（ミェルニクの連合まで）

ア系の貴族を同族に迎え入れること（紋章の使用を許すこと）を認めた事実⁽¹⁾に端的に表現されていた。しかしヤギェウォのこのような宥和策にもかかわらず、クーデタで即位したズィグムントの権威は本来のリトワでしか認められず、ロシア系貴族は引続きシヴィドルィギェウォを支持し、このため両者の間には内乱（1432—38）が起った。これは恐らく、純粹の王朝の利害に導かれてとられたヤギェウォの宥和政策が、王国と大公国のカソリック系貴族から支持されず、後に学界で問題になるように⁽¹⁾、1432年の特権状の実効性すらが疑わしいことに有力な原因があったように思われる。

Пичета⁽²⁾ やその他若干の学者のいうように、1432年の特権状によるロシア系貴族への特権拡大は、ロシア系といってもカソリックに改宗したものに限られたとするならば、ヤギェウォの宥和策はもともと意義の少ないものであったことになり、これが、シヴィドルィギェウォを引続きロシア系貴族が支持した主な理由とも考えられる。しかし問題の特権状には、特権をカソリック教徒に限る文言は見当らない。とすればやはり、両国のカソリック系貴族の利害とヤギェウォの王朝の利害の不一致という点に着目するのが、より正しいように思われる。そしてまた、このように考えなければ、この2年後の1434年の特権状が、適用範囲に関する限り完全に同じであるにもかかわらず、後にみるように、ロシア系貴族のシヴィドルィギェウォ支持に楔を打ちこむ役割を果たした理由もわからなくなる。1432年の特権状と1434年のそれの大きな違いは、後者がヤギェウォではなくズィグムントによって、しかも恐らくカソリック系貴族の同意をも得て、行詰った内乱の打開策として出されている点であり、この1434年の特権状については、その実効性も学界で問題とされてはいないのである。

さて、ズィグムントは大公に推された直後グロドノ（Grodno）でポーランドの代表との間に新たな連合のとりきめを行った。翌1433年と34年にも確認されたこのグロドノの連合（Unia Grodzieńska）は、ズィグムントに世襲的な所領として与えられたトロキを除いてリトワ全土はズィグムントの死後ヤギェウォ乃至その子孫の手に帰すべきこと、新しい大公は王国・大公国双方のマグナートによって一致して選任さるべきことを内容としており、この点で、リトワ大公国の自立性を一時的なものとした1401年の連合の原則への復帰を志向するものであった⁽⁴⁾。これは、ポーランドのマグナートの力で大公位を手にしたズィグムントの弱い立場を反映していた。大公国内では、シヴィドルィギェウォを擁するロシア系貴族の進出によって政治上の独占的地位を脅かされることを恐れる本来のリトワのカソリック貴族だけが、このグロドノの連合を確認した⁽⁷⁾。

グロドノの連合と同時にズィグムントとポーランドの代表の間には、両国の領土争い

(1) Cf. Jablonowski, A. a. O., S. 41-42

(2) Пичета, Литовско-польские унии, стр. 531

(3) Cf. Jablonowski, A. a. O., S. 42-43

(4) Backus, „Die Rechtsstellung“, S. 12; История Польши, I, стр. 131

(5) Wojciechowski, op. cit., p. 128

(6) Пичета, Литовско-польские унии, стр. 532; Historia państwa, I, 571; Jablonowski, A. a. O., S. 27; Kadlec, op. cit., p. 253

(7) СНР, I, p. 229; Historia państwa, I, s. 571; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 532

についても協定が成立した。しかしポドーレをポーランド領とし、ヴォウニをズィグムントの在位期間に限って大公領としたこの決定⁽¹⁾は、これまた大公国側に不利なものであり、しかもこの協定すらがポーランド側ですぐには承認されず、これが大公国の内乱の解決を引きのばす一因となった。ズィグムントは大公国の中心部を支配し、1432年、33年と相次いでシヴィドリギェウォを破ったが、大公国南部のロシア系地域に根強い地盤をもつシヴィドリギェウォの支配⁽²⁾をくつがえすことはできなかった。このようにして大公国が事実上二つの国に分裂した形勢⁽²⁾のなかで出されたのが、1434年の特権状であった。

この年5月にズィグムントの与えたこの新しい特権状は、従来の貴族の諸特権を確認しつつさらにこれを強化するものであったが、内容的にみてこの特権状の新らしい点⁽³⁾は、ポーランドで実現されたばかりの“*neminem captivabimus nisi jure victum*”の原則の影響下に、大公は、裁判によらず告発と嫌疑だけでは何人をも罰してはならない、という条項をとり入れたこと、それから、これまたポーランドの影響で、1413年の特権状でもなお要求されていた租税から貴族を解放したことであった⁽⁴⁾。この1434年の特権状は、ロシア系の地方も含めて大公国の全土を対象として出された最初の特権状であり、1413年に創設された最高の官職と大公政府(ラーダ)への参加の権利は引続きカソリック教徒に留保しつつも、1387年以来狭義のリトワのカソリック系貴族に限られていた貴族の諸特権をロシア系の貴族にも拡大した⁽⁵⁾。2年前のヤギェウォの特権状は実効をもたなかった⁽⁶⁾ので、このズィグムントの特権状で始めてロシア系貴族=ギリシア正教徒の法的平等が実現されることになった⁽⁷⁾が、これは明かにシヴィドリギェウォの権力の基盤を掘りくずそうとしたものであり、翌1435年のズィグムントの決定的な勝利の前提となった。

1435年以後もシヴィドリギェウォはたたかをやめなかったが、この勝利でズィグムントの地位は確立し、彼はこの後ポーランドに対する自主性の強化を考え始めた。内外の情勢はズィグムントの計画の実現を許さず、1437年と39年にも彼は、領土問題を含む1432—34年のとりきめを再確認せざるを得なかった⁽⁸⁾が、このような彼のポーランドから

(1) СНР, I, p. 229; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 532; Jakstas, op. cit., p. 443

(2) Historia państwa, I, s. 571; Jablonowski, A. a. O., S. 31

(3) この特権状全体の内容については、Backus, Motives, p. 39 を参照。

(4) Cf. Wojciechowski, op. cit., p. 180; Historia państwa, I, s. 428

(5) Любавский, Указ. соч., стр. 65; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 533;

Wojciechowski, op. cit., p. 128; Historia państwa, I, s. 572; Jablonowski, A. a. O., S. 41

(6) 1432年と34年の特権状は、大公国のロシア系の諸地方のうち一部にしか適用されなかった、との説が Любавский 以来主にロシア系の学者の間で有力であったが (Cf. Любавский, Указ. соч., стр. 64, 66)、現在ではこの説は支持しがたいものとされている。 Cf. Jablonowski, A. a. O., S. 41-45; Backus, Motives, p. 39

(7) Jablonowski, A. a. O., S. 43-44; СНР, I, p. 229; Historia Polski, I, 1, s. 593; Historia państwa, I, s. 572; История Польши, I, стр. 131

(8) 1432年の特権状をカソリック教徒にだけ適用されたものとする Пичета はじめ若干の学者は、1434年の特権状についても同様の主張を行っているが、学界の大勢は、二つの特権状はともに、カソリック教徒とギリシア正教徒を区別していない、としている (Cf. Jablonowski, A. a. O., S. 42-4)。そして事実このように考えないと、34年の特権状がシヴィドリギェウォに政治的打撃を与えた理由もわからなくなる。

(9) СНР, I, pp. 235-38; Historia państwa, I, s. 571; Wojciechowski, op. cit., p. 129; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 533

ポーランド＝リトワ連合小史（ミェルニクの連合まで）

の自主性強化の志向は、大公国のマグナートの伝統的な分離主義を表現したものであった。大公国のマグナートは、大公国の政治におけるその独占的地位を、シヴィドリギェウォ派のロシア系貴族に侵される恐れがあった間は、ポーランドのマグナートの協力を得るため大公国の王国に対する従属を認めることもあえてしたが、この危険が去ると、王国からの自主性の強化という伝統的な政策に復帰し始めたのであった。そしてこの政策を実現する機会が、1440年5月ズィグムント大公が暗殺されること⁽¹⁾で、意外に早く訪れた。

ズィグムントが暗殺されると、大公国のマグナートの一部はズィグムントの子ミハウ（Michał）を大公におそうとしたが、他のものはポーランド国王ヴワドゥィスワフ3世（ヴワドゥィスワフ2世＝ヤギェウォの子で後継者。在位1434—44）を大公に迎えようとした。しかし当時ハンガリー遠征計画に忙殺されていたヴワドゥィスワフ3世は、自分の弟で当時13歳のカジミェシュ（Kazimierz）をヴィルノに送りこんだ。大公国におけるこのカジミェシュの資格は曖昧で、ポーランド側は彼を国王の代理（vicarius）とみなそうとしたが、大公国のマグナートはヤン・ガシュトルト（Jan Gasztold、リトワ名ガシュタウタス Gaštautas）の指導下に、同年6月カジミェシュを大公に選んだ。これは、ポーランド側との協議を経ることなしに、リトワ側だけで行われた大公の選出であり、かつてシヴィドリギェウォの選出によって破られたホロドウィの連合のとりきめは、ここに再び破られた。しかも今度はポーランド側が、1432年にやったようには連合の再建をあえて強行しなかったため、事実上両国の連合関係は一時中絶するにいたった⁽²⁾。

IV

1444年ポーランド国王ヴワドゥィスワフ3世（1440年以降ウラスロー Ulászló 1世を称してハンガリー王を兼ねていた）がトルコ軍とのヴァルナ（Varna）の戦いで敗死したのち、1447年カジミェシュがリトワ大公の地位を保持したままポーランドの王冠をいただいた結果、ポーランドとリトワの連合関係は同君連合の形で再建されるが、この間のいきさつは、これと共に始った両国の連合関係の新しい段階の性格を決定したものである。ポーランド側は1440年の連合関係の中絶後、その再建を強行することはしなかったが、その実現を強く望んでいた。ヴワドゥィスワフ3世の死後ポーランド王の後継者の決定が手間どったのは、一つには、遠い黒海岸の遠征先でのヴワドゥィスワフの戦死がポーランド国民の間で急には信ぜられなかったためであるが、もう一つの要因は、王位の後継者の決定がポーランド＝リトワ連合の再建の問題と微妙にからみあっていたことであった。

当時王国の政治を牛耳っていた首都クラクフの司教ズビグニェフ・オレシニツキ（Zbigniew Olesnicki）

(1) この暗殺の事情については、СНР, I, p. 238; Любавский, Указ. соч., стр. 67; Hrushevsky, op. cit., p. 137 を参照。

(2) Любавский, Указ. соч., стр. 67-68; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 534; СНР, I, p. 238; Wojciechowski, op. cit., p. 129; Kadlec, op. cit., p. 254, Historia Polski, I, 1, s. 597

(3) Historia Polski, I, 1, s. 660; СНР, I, p. 240

niew Oleśnicki) は、1445年リトワ大公カジミェシュを国王に迎える方針をきめたが、大公国のマグナートは、これによって自分たちが大公を失って王国に従属せしめられ、両国の永年の係争地たるヴォウニとポドーレの問題でも、ポーランドのマグナートの影響でカジミェシュが大公国側に不利な決定を下すようになることを恐れ、オレシニツキの構想に反対した⁽¹⁾。内乱とこれに続いた年少のカジミェシュ大公の統治時代に大公国のマグナートの政治的発言権は強化されており、彼等の反対意見は無視できないものがあった。こうした状況のなかでカジミェシュ自身も当然動揺を重ねたが、この時には彼は既に経験を積んだ政治家であり、両国が共に自分を必要としている事実を利用して、リトワ大公の地位を保持したままポーランド国王になることを考え始めた⁽²⁾。両国の連合の従来のたてまえからすると、ポーランド国王になった場合彼は大公国に代理(vicarius)を送るか、別に大公を選任するかしなければならないはずであったが、カジミェシュは自ら両国の君主を兼ねようとしたのであった。この場合カジミェシュの計画の基礎にあったのは、恐らくやはり王朝的な利害の考慮であった。ポーランドの王位はピヤスト朝の断絶後世襲制ではなくなっていたので、カジミェシュはヤギェウォ家による大公位の世襲が可能なリトワ大公国をポーランド王権の基盤として確保しようとしたのであった。大公を別に任命する場合には、これに伴って当然解決をせまられる両国の領土争いについて、当面決断を留保できることも、カジミェシュが両国の君主を兼ねること考えた一つの理由であった。

大公国のマグナートの反対とカジミェシュの政治的引延し政策は、ポーランド国内にピヤスト朝傍系のマゾフシェ(Mazowsze=Mazovia)公ボレスワフ(Bolesław)を国王に選ばうとする動きを生ぜしめた。ボレスワフはリトワに敵意をもつ公として知られていた⁽³⁾ので、この動きは大公国のマグナートに妥協を決意させ、カジミェシュは1446年9月ポーランドの使節団とブレシチ=リテフスキ(Breść-Litewski)で会い、ポーランドの王冠を受けることを約束した⁽⁴⁾。しかしその際カジミェシュは、ポーランドによるリトワの吸収に反対して両国の関係を対等なものにすることを条件とし⁽⁵⁾、翌1447年6月彼がリトワ大公のままポーランド王冠をいただいたことで、ここに両国は同君連合の形をとることになった。

ポーランド=リトワ連合の歴史については、1569年のルブリンの連合を境にこれを大きく二つの時期に分け、前者を同君連合(unia osobista=personal union)の時期とするのが、ごく常識的な理解であるが、厳密にいうならば、1447年までは両国は同君連合の

(1) Любавский, Указ. соч., стр. 71; СНР, I, p. 240; G. Vernadsky, The Mongols and Russia, New Haven, 1953. p. 315

(2) O. Halecki, A History of Poland, Revised Ed., 1955, p. 90

(3) Historia Polski, I, 1, p. 600; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 534

(4) СНР, I, p. 240

(5) Wojciechowski, op. cit. p. 129

(6) СНР, I, p. 240; Любавский, Указ. соч., стр. 71; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 534

(7) Historia Polski, I, 1, s. 600; Любавский, Указ. соч., стр. 71; Jablowski, A, a. O., S. 28

(8) これに対して後期は real union の時代とされる。

ポーランド＝リトワ連合小史（ミェルニクの連合まで）

形をとったことがなかった。大公国にはポーランド国王の代理、またはポーランド国王の宗主権を認める大公が存在し、大公国は法的にはポーランド王冠（Corona Regni Poloniae）の一構成部分であった。国王の代理または国王の宗主権下のリトワ大公は常にポーランド国王の一族であったから、これは、広い意味では一種の王朝的連合（dynastic union）であった。しかし両国の法的関係が平等でない点で、厳密にはやはり王朝的連合でさえなかった。王国と大公国の君主が同一人物で、しかも両国が対等な関係におかれることで始めて、ここに厳密な意味での同君連合が成立したのである。

しかし、ポーランドに対する大公国の自主性の確立は、しばしば暗黙のうちに前提されるように、大公国の社会・政治制度のポーランド化と必ずしも矛盾するものではなかった。この二つの契機、即ちリトワ側の独立への志向（分離主義）とリトワの社会・国家のポーランド化をあたかも矛盾するものであるかのように扱ってきた点に、従来の多くの研究に共通する大きな欠陥があるように思われる。このことは、両国の連合関係史のピークたるルブリンの連合を扱う別稿で詳述するつもりであるが、カジミェシュがクラクフで戴冠する直前1447年5月にヴィルノで大公国の貴族に与えた特権状が既にこの二つの契機の⁽¹⁾並存を示していた。

この特権状は第一に、1434年までの諸特権を確認・拡大して、ポーランドの貴族が享受していたすべての特権を大公国の貴族にも与えようとした。即ち、世襲地に関する特権を1440年以前の被譲渡地にも拡大し、“neminem captivabimus”の原則を強化して親族の犯した罪に対する同族の責任を大逆罪の場合を除いて解除した。また財政上のインムニテートを拡大し、司法上のそれを導入した。この特権状も1434年のそれと同様、ギリシア正教徒に特権の享受を拒否しなかったが、大公国の重要な官職と大公の諮問機関＝ラーダへの参加の権利をカソリック教徒に留保した1413年の決定を廃止することはしなかった。⁽²⁾しかしこの特権状は第二に、大公国のすべての官職を外国人にとぞすことをきめ、同時に、ヴィトルト時代の大公国の国境の維持を約束した。後者の点は、王国との係争地たるヴォウニの保持とポドーレの回復を意味し、⁽³⁾このためポーランド側がこれを承認しなかったので、問題の実質的解決は引延ばされた。しかし大公国の領土保全のこの決意は、大公国の官職からのすべての外国人——事実上はポーランド人——の排除と共に、⁽⁴⁾リトワのマグナートの、ポーランドに対する自主性確立の志向を示すものであった。

王国との連合に対する大公国のマグナートのこのような警戒・敵意と対照させて、大公国のボヤール層＝シュラフタ（szlachta）は、王国のシュラフタと同様の社会的・政治的権利を獲得しようとする立場から、連合の強化を志向した、というのが、これまた両国の連合の歴史に関する通説の一つであり、⁽⁵⁾Пичетаの如きは、大公国のボヤールの間には

(1) Backus, Motives, pp. 40-41; Wojciechowski, op. cit., pp. 129-30; Любавский, Указ. соч., стр. 72; Kadlec, op. cit., p. 260; СНР, I, p. 241

(2) Jablonowski, A. a. O., S. 45; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 536

(3) Пичета, Литовско-польские унии, стр. 534-35; Histoires państwa, I, s. 572; Backus, Motives, p. 40; СНР, I, p. 241; Jakstas, op. cit., p. 443

(4) Cf. Backus, Motives, p. 40; dito, „Die Rechtsstellung“, S. 13

(5) この通説は既に Любавский, Указ. соч., стр. 75 にみられる。

既に15世紀前半に連合強化への強い希望が存在し、1447年の特権状はこれを決定的なものにしたので、この時点で既に、後1569年に実現する両国の実質的な連合 (real union) の方向もきめられていた、としている⁽¹⁾。しかし15世紀中葉に既に大公国のポヤーレ (シュラフタ) が積極的な政治的役割を果し得たとするのは行きすぎであり、その上、大公国のポヤーレ (シュラフタ) を単純に連合支持勢力とみなすこと自体、多分に危険である。この点も詳しくは別稿で扱う予定であるが、王国のシュラフタと同一の社会的・政治的権利の獲得を志向する大公国のポヤーレが、そのために王国との連合の強化を支持したということが考えられるとするならば、論理的には同じ程度に、王国のシュラフタとの同権が実現されればされるほど、大公国のポヤーレにとって連合を維持乃至強化することの意味は稀薄になっていったということも考えられる。そればかりでなく、王国との密接な連合関係の維持が、大公国の貴族によるポーランド的諸特権獲得の必要条件で必ずしもなかったことは、上にみた1447年の特権状が既に物語っている。この1447年の特権状の場合、大公国のマグナートは、恐らく、王国に対する自国の形式上の対等性に実質的な基礎を与えるため、ポヤールを含む全支配階級の政治的統合の一手段として⁽³⁾、大公国の貴族の社会的・政治的権利の王国のそれへの水準化を行おうとしたのであり、こうした契機は、この後の大公国のポヤーレ (シュラフタ) の社会的・政治的権利の向上の過程にも何回かみられるのである。

V

1447年の特権状の反ポーランド的性格にもかかわらず、この後も大公国のマグナートの間では連合に対して批判的な空気が強く、カジミェシュの政策は王国の利益を優先されるものとして評判が悪かった⁽⁴⁾。ポーランドからの分離を求める大公国のマグナートはカジミェシュの暗殺さえ企て、これが失敗すると1478年、ポーランドにいることの多いカジミェシュにその息子のうち一人をリトワ大公に指名すべきことを要請した⁽⁵⁾。カジミェシュはこれを拒んだが、1492年彼の死によってその永い統治が終ると、リトワ大公には、ポーランド国王とは別に、カジミェシュの息子の一人たるアレクサンデル (Aleksander) がえられ、大公国は王国とは別の君主によって統治されることになった⁽⁶⁾。

アレクサンデルの即位に当ってリトワのマグナートは、1447年のカジミェシュの特権状の内容を確認・強化する新たな特権状を獲得した。この特権状は、外交の自主性と大公国生れの官吏採用原則の強化など、リトワの分離主義の方向をさらに強めると共に、マグ

(1) Пичета, Литовско-польские унии, стр. 534-35

(2) Любавский (Указ. соч., стр. 75) も、リトワのシュラフタの政治的登場の時期については、16世紀40年代を考えており、Пичета 自身同じ論文の別の箇所 (Литовско-польские унии, стр. 529-30) では、Любавский とほぼ同様に考えている。

(3) 1447年の特権状は都市、即ち都市貴族に対しても特権を与えた。

(4) カジミェシュの不評の主因をなした彼の時代のポーランド、リトワ両国の争点、特に領土問題については、Любавский, Указ. соч., стр. 177-79

(5) Любавский, Указ. соч., стр. 179-80; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 536-37; СНР, I, p. 252

(6) ポーランド国王にはアレクサンデルの兄ヤン・オルブラフト (Jan Olbracht) がえられた。

ポーランド＝リトワ連合小史（ミェルニクの連合まで）

ナートの構成するラーダに、外国への使臣の派遣、官吏特に辺境のそのの指名、大公の関税・罰金などの収入の使途、重要な国事の決定について大きな発言権を認め、大公の主権を著しく制限した⁽¹⁾。大公国のラーダはポーランドのセナト（senat）に相当するもので、前者の制度化ももともとは後者の影響下に15世紀を通じて進んできたものであったが、1492年の特権状によって前者の権限は後者のそれを上回るものになった⁽²⁾。これは、一つには、この時点のポーランドにおけるマグナートとシュラフタの力関係と、リトワにおけるマグナートとシュラフタ＝ポヤール層のそのの違い——リトワの段階的な後進性——を示すものであり⁽³⁾、こうした点からも15世紀までは、大公国におけるシュラフタの政治力を過大評価できないことがわかる。

このように、アレクサンデルの即位に際して大公国のマグナートはその分離主義の方向を徹底させ、同時に自らの政治的地位を高めることに成功したが、彼等によるアレクサンデルの選出は、もともとは、カジミェシュ大公＝王が生前に行った指名を単に確認した多分に形式的なものであった⁽⁴⁾。そしてこの前任者によるその息子の指名と選挙の形をとったその確認という方式は、ポーランドでもピヤスト朝の時代には行われていたもので、リトワの大公位のヤギェウォ朝による事実上の世襲化を表現していた。しかし同じヤギェウォ朝の下でも、ポーランドはより実質的な選挙王制の方向に進んでいた⁽⁵⁾。この点が両国の連合関係に対するヤギェウォ家独自の利害を生んだことは、先に述べた通りであるが、それと同時に、このような両国の王位と大公位の継承方式の相違は、連合関係の安定性を脅かす一要因でもあった。これはとりわけ、両国の間に連合についての格別のとりきめがない場合にそうであった。

1447年にリトワ大公カジミェシュがポーランド国王を兼ねた時、両国の間には、それ以前のように連合についての特別なとりきめは交されなかった⁽⁶⁾。そしてこのためカジミェシュの在位中両国の連合関係は法的に不安定なものであった。しかしカジミェシュの時代には、彼が両国の君主を兼ねていることで、この不安定性も表面化しませんでした。ところが彼の死後両国が別々の君主をもつようになると、両国の形式的なつながりを表現するのは、ポーランド王ヤン・オルブラフト（Jan Olbracht）の帯びている伝統的な「リトワの最高の公」（supremus dux Lithuaniae）という形式的な称号だけという

(1) Backus, *Motives*, pp. 42-43; CHP, I, p. 266; Wojciechowski, *op. cit.*, p. 130; Kadlec, *op. cit.*, p. 263

(2) Wojciechowski, *op. cit.*, p. 130

(3) カジミェシュ4世時代（1447—1492）は、ポーランドでシュラフタの政治的発言権が彼等の支配する地方議会（sejmik）を通して著しく向上した時期で、中央議会（sejm）の下院（izba posłów）の確立期でもあった。（拙稿「ポーランドの貴族共和制」、北大史学Ⅶ、昭和35年を参照）カジミェシュはこのシュラフタの進出を利用してある程度マグナート勢力をおさえることができた。

(4) 大公国の議会におけるアレクサンデル指名の事情については、Любавский, *Указ. соч.*, стр. 180-81

(5) 中世後期のポーランドにおける選挙王制については、Historia państwa, I, s. 440-42; Historia Polski, I, 1, s. 605; Wojciechowski, *op. cit.*, pp. 130, 245 et suiv.

(6) Jablonowski, A. a. O., S. 28; Пичета, *Литовско-польские унии*, стр. 536; Kadlec, *op. cit.*, p. 254

(7) リトワ「大公」の方は、“magnus dux”

ことになり⁽¹⁾、しかもこの称号をおびていることすらが大公国側の了解を得た上でのことではなかった。そしてこのために生じた両国の関係の新たな法的とりきめの必要が、1499年のヴィルノの連合(Unia Wileńska)⁽²⁾成立の一因となった。

ヴィルノの連合はしかし、ポーランド国王が引続き「リトワの最高の公」の称号をおびることを認めながら、王国と大公国の対等な関係はくずさず、両国がそれぞれ他方の君主の決定に発言権をもつことを認めるにとどまった⁽³⁾。両国の関係は法的には一応基礎づけられたが、連合関係の内容は実質的にはほとんど変らなかった。これに大きな変化をもたらしたのは、1501年のヤン・オルブラフト王死後の同君連合の再建、即ちアレクサンデル大公のポーランド国王への選出であった。選挙制のポーランド国王への世襲的なリトワ大公の選出というこのやり方は、両国の君主の継承方式の相違が両国の連合関係の維持にとってもつ難点を回避する便宜的な方法であった。アレクサンデルが正式にポーランド王を兼ねるに先立って締結されたミェルニク(Mielnik)の連合は、後にみるように、ヤギェウォ家によるリトワ大公位の世襲を否認するものであったが、このミェルニクの連合(Unia Mielnicka)⁽⁴⁾は4年後に破棄され、この後1569年のルブリンの連合の直前まで、両国はヤギェウォ家の世襲的なリトワ大公がポーランド国王を兼ねることで、同君連合の形によるゆるい連合関係をつづけることになる。

VI

15世紀末・16世紀初頭のポーランド＝リトワ連合の新たな発展、具体的には、1499年のヴィルノの連合と1501年のミェルニクの連合は、カジミェシュ4世の時代に起った東方からの危機の深刻化を背景にもっていた。14世紀末のポーランドとリトワの接近の重要な一因となったドイツ騎士団の側からの脅威は、1410年のグルンヴァルトの戦勝の後も続き、ポーランド・リトワ関係に絶えず複雑な影響を与えたが、一般的な傾向としては次第に弱まって行った。カジミェシュはいわゆる「13年戦争」(1454—66)でドイツ騎士団に決定的な打撃を与え、彼の時代の大公国のマグナートの分離主義も、対外的危機のこのような後退を一つの条件としていた。しかしカジミェシュの時代には、他面では、やがて深刻なものになる新たな方向からの脅威、即ち一つは新興のモスクワ大公国、もう一つはトルコ帝国とその勢力下のクリミアのタタールの側からの脅威が現れ始めていた。

この東方からの危機について詳述することは本稿の課題ではないので、必要な限りでその大要を述べると、先ずモスクワ大公国については、カジミェシュは1449年モスクワ大公ヴァシーリー2世(Василий II)と条約を結んだが、これによって達成されたリト

(1) Wojciechowski, op. cit., p. 130

(2) ヴィルノの連合に先立って、大公国のマグナートは1496年新たな連合の草案を作ったが、これは実現をみななかった。Cf. Backus, Motives, pp. 45, 88

(3) Jablonowski, A. a. O., S. 28; Wojciechowski, op. cit., p. 130; СНР, I, p. 267; Пичета, Литовско-польские уни, стр. 537-38; Любавский, Указ. соч., стр. 181-82; Backus, Motives, p. 45

(4) 1564年ズィグムント・アウグムス(Zygmunt August)王兼大公は、両国の real union を容易にする目的で、ヤギェウォ家によるリトワ大公位世襲権を放棄する。

ポーランド＝リトワ連合小史（ミェルニクの連合まで）

ワ・モスクワ両国の力関係の一応の均衡は、1462年にヴァシーリーのあとをついだイヴァン3世（Иван III, 1462-1505）の下でくずれた。イヴァンは、カジミェシュの援助を求めようとしたノヴゴロドに圧力を加えてこれを併せ、また1487年以降、モスクワ大公国に隣接するリトワ領オカ河上流地方の諸公のリトワ大公に対する政治的不満を利用して、一部の小公のモスクワへの鞍変えを実現した。⁽¹⁾

しかしカジミェシュの時代には、モスクワの側からの脅威はなお大きなものではなかった。カジミェシュにとって最も大きな脅威はトルコとクリミアの側からのものであった。カジミェシュは初めクリミア汗と交友関係を保持し、クリミア半島の古いジェノヴァ植民市カッフア（kaffa）をもポーランド王の保護下においていた。しかしやがてトルコがここに進出して1475年カッフアをうばい、同時にクリミア汗国に対して宗主権を認めさせた。ポーランドはモルダヴィアにも以前から再三宗主権を認めさせていたが、このモルダヴィアについてもカジミェシュは、トルコ軍の征服からこれを守ることができず、トルコは1484年モルダヴィアの二つの重要な港、即ちドナウ河口のキリア（Kilia）とドニェストル河口のアッケルマン（Akkerman、ポーランド名ヴィァウォグルト Białogród）を奪った。このようにしてカジミェシュ治下のポーランドとリトワはともに、黒海の岸からしめ出されてその東方貿易に大きな打撃を受け、その上領内のウクライナをクリミアのタタールの執拗な侵寇にゆだねることになった。

カジミェシュはその晩年ポーランド・リトワ両国による対トルコ共同作戦を計画したが果さず、黒海岸への再進出は彼の死後その息子たち、即ちボヘミア王兼ハンガリー王ヴワドゥィスワフ⁽²⁾、ポーランド王ヤン・オルブラフト、リトワ大公アレクサンデルの共通の課題となった。しかし、キリア、アッケルマン、さらにはカッフアの回復を呼号して開始された1497年のヤン王の黒海岸遠征は、予想外のモルダヴィア軍との衝突で完全に失敗し、これに呼応して行われたアレクサンデル大公の遠征もタタールに対する若干の勝利に終って、ポーランド軍の全滅を救う役割しか果さなかった。そしてこの2年後にポーランドとリトワはヴィルノの連合を締結した。

1499年のヴィルノの連合が、トルコ・タタールの側からの脅威の増大とそれに対する反攻作戦の失敗という背景の下に成立したとするならば、1501年、リトワ大公アレクサンデルがポーランドの王位に即くに先立って締結したミェルニクの連合は、この前年におけるリトワ軍のモスクワ軍に対する大敗の生々しい印象の下で成立した。アレクサンデルはリトワ大公になった直後にイヴァン3世の攻撃を受け、このためモスクワに対する宥和策として1494年イヴァンの娘ヘレナ（Helena, Елена）を妃に迎えたが、これはモスクワ側に、結婚の条件に反してヘレナにローマ教会への改宗が強制された、という口実で、1500年攻撃を再開することを許す結果となった。この戦争でリトワは、スモレン

(1) イヴァン3世時代のモスクワの外政については、K. З. Базилевич, *Внешняя политика русского централизованного государства. Вторая половина XV века, Москва, 1952* がくわしい。

(2) カジミェシュ4世の長子で、1471年ボヘミア王（ヴラディスラフ Vladislav 2世）、1490年ハンガリー王（ウラスロー Ulászló 2世）となり、両国を「ヤギェウォ連合」に加えた。ハンガリーも伝統的に黒海北西岸のモルダヴィアと西ウクライナ方面に関心をもっており、この点でポーランドの競争者であったが、トルコの進出に対してはポーランドと利害を共にした。

スクの防衛には成功したが、広い地域(リトワ領ロシアの三分の一)を占領され、1503年の休戦で被占領地の放棄を強いられた。

トルコ・タタールの側からの脅威がポーランド・リトワ両国にいわば共通のものであったのに対して、このモスクワの側からの脅威は、少くともこの時点では、リトワがほとんど単独で対処しなければならないものであった。14世紀末・15世紀初頭のポーランド＝リトワ連合の新たな発展を、ソヴェト史学は、ポーランド貴族の「東方膨張計画」の現れであり、これによってポーランドはモスクワとのたたかいに直接関与しようとした、と主張しているが、当時ポーランド側には明確な「東方膨張計画」といった積極的なものは勿論、モスクワの進出を自国にとっても危険なものとする消極的な意味での危機意識すらほとんど存在しなかった。少くとも、ポーランド側には、大公国の対モスクワ戦に積極的に参加する意志はなかった。1499年のヴィルノの連合は両国の相互援助を規定したが、翌1500年のモスクワの侵略に際して、ポーランド側はリトワに外交上の援助しか与えなかった。⁽²⁾ 1501年のミェルニクの連合は、リトワの立場からは、ポーランドの実質的な援助を期待して結ばれたものであったが、この新たな連合の締結後も、ポーランドは軍事援助の義務をほとんど果たさなかった。ポーランドはただ一度1502年春に援軍をリトワに送ったが、この援軍は戦場に姿を現しただけですぐ本国に引きあげた。⁽³⁾

ミェルニクの連合は1505年のブジェシチ (Brześć) のリトワ議会で承認を得ることができず、破棄されたが、リトワ側の破棄の一つの理由⁽⁴⁾は、モスクワとの戦争においてポーランドが十分な援助を行わなかったことであった。当時ポーランド側は、むしろ、リトワ大公国の苦境に乗じて、14世紀以来の念願たる王国への大公国の実質的な吸収を一挙に実現しようと考えたのであり、その成果がミェルニクの連合であった。ミェルニクの連合成立のこのような契機に Halecki などポーランド系の学者は概してふれたがらないが、これはミェルニクの連合に「東方膨張計画」の表現をみるソヴェト史学の視点と共に、問題の存するところである。

ミェルニクの連合の文書は、ポーランド王国とリトワ大公国が合体して単一不可分の国家をつくり、共通の君主を共同で選出し、裁判官と官職は別として、共通の議会と単一の貨幣をもつべきことを規定した。この連合のとりきめは、後の1569年のルブリンの連合のそれとほとんど変わらず、その政治的意味あいも、これまたルブリンの連合と同様、対等な合体という形式の下に、実質的にはポーランド王国へのリトワ大公国の吸収をもたらす性質のものであった。大公国のラーダの代表たちが王国の政治家たちとの交渉でこ

(1) См. История Польши, I, стр. 177

(2) Любавский, Указ. соч., стр. 182

(3) Там же, стр. 183

(4) Там же, стр. 183; СНР, I, р. 270

(5) 1501年10月の連合文書の第一条は次の通りである (Jablonowski, A. a. O., S. 28 による)。“quod regnum Poloniae et magnus ducatus Lithwaniae uniantur et conglutinentur in unum et indivisum ac indifferens corpus, ut sit unia gens, unus populus, una fraternitas et communia consilia eidemque corpori perpetuo unum caput”

(6) Wojciechowski, op. cit., p. 131; Jablonowski, A. a. O., S. 28; Любавский, Указ. соч., стр. 182; Пичета, Литовско-польские унии, стр. 539

ポーランド＝リトワ連合小史（ミェルニクの連合まで）

のとりきめを認めたのは、いうまでもなく、モスクワの側からの脅威の増大によるもので、この連合で相互の軍事援助が約されたのも、こうした事情からは当然のことであった。しかし大公国のマグナートたちはポーランドとの実質的な連合にはもともと反対であり、1503年のモスクワとの休戦で危機が一応去ると、再び分離主義の方向を強めた。そして彼等はこの連合の正式な承認をひきのばした末、1505年の議会で、ポーランドの援助が不十分であったことを理由に、承認を拒否したのであった。⁽¹⁾

しかしながら、ミェルニクの連合の破棄の条件になったのは、このようなリトワのマグナートの伝統的な分離主義ばかりではなかった。この場合にもまた、ヤギェウォ家の王朝的な利害の考慮が一定の役割を果たした。共同の選挙集会による共通の君主の選出というこの連合の規定は、ヤギェウォ家によるリトワ大公位の世襲権を否定するものであり、このためアレクサンドルはその王朝的な利害の立場から、かなり積極的に大公国の議会に働きかけてこの連合のとりきめを拒否させたのであった。⁽²⁾ このようにして両国の実質的な連合を否定したアレクサンデルがその翌年（1506）死ぬと、リトワのマグナートたちは一方的にアレクサンデルの弟ズィグムント（Zygmunt）を大公におし、⁽³⁾ 他方ポーランド議会もその直後に同じズィグムントを国王に選出し、ここに両国は、連合についてのとりきめの問題は未解決のまま、なおしばらく同君連合の形でのゆるい連合関係をもちつづけることになった。

〔附記〕本稿は昭和40年度文部省科学研究費による研究成果の一部である。

(1) 大公国の議会がこれを承認しなかったため、ミェルニクの連合は法的には無効であった、とする説に対して、O. Halecki など一部の学者は、交渉に当たった大公国の貴族（ラーダの代表）がこれを認めたことを理由に、この連合の法的な有効性を説いている。しかし、法的にはともかく実質的にはこの連合は有効性をもたなかった。（Cf. Rohde, „Staaten-Union“, S.201）

(2) СНР, I, p. 270; Wojciechowski, op. cit., p. 131

(3) СНР, I, p. 300; Любавский Указ. соч., стр. 183; Пичета, Литовско-польские унии , стр. 540; Jablonowski, A. a. O., S. 29

A Short History of Polish-Lithuanian Unions (Down to the Union of Mielnik)

Shigeto TORIYAMA

This paper attempts to sketch the history of Polish-Lithuanian unions ranging from the union of Krewo (1385) to the union of Mielnik (1501), as the first step for studying the union of Lublin (1569) which, the present writer says, played an important role in the East European history. The writer especially puts emphasis on the following points :

- (1) There could be seen among the Lithuanian magnats a strong orientation toward a separatism throughout the whole period concerned.
- (2) The above mentioned separatism was not always in contradiction with the Polish orientation of the Lithuanian constitutions and society.
- (3) The Jagiellonians frequently had their own concerns somewhat different from those of either Poland or Lithuania, which often added much to the complicated Polish-Lithuanian relations.